

富山市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山市建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日をいう。
- (2) 工事の終期 工事の完成期限をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、出先機関の長（本庁においては、事業主管課長）が必要と認めるものとする。ただし、設計変更又は工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

（工事の始期及び終期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から90日以内とする。

- 2 発注者は、工事の始期の期限及び工事の終期の期限をあらかじめ定め、公告時にこれらを入札参加者に対し、明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結日の翌日から工事の始期の期限までの間で、休日（富山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定することができる。
- 4 受注者は、工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の終期として設定することができる。
- 5 受注者は、第3項及び前項の規定により工事の始期及び終期を定める場合は、契約締結前に工事の始終期通知書を発注者に提出しなければならない。

（工事の始期前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労務者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

- 2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(契約関係の取扱い)

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。
- (2) 受注者は、富山市建設工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期に工事工程表を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示すること。
- (3) 受注者は、工事の始期に配置技術者届を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、特記仕様書に基づき、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- (6) 受注者は、工事の始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。
ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (7) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (8) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

(事務処理要領)

第7条 事務手続については、次のとおりとする。なお、別添「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事における事務手続フロー」も参考にすること。

(1) 手続1（設計書作成担当者）

ア 工事名においては「（余フ）」の語句を冠すること。

イ 「金抜き設計書」の余白に「余裕期間制度（フレックス方式）対象工事」と朱書きで明示することとする。

ウ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。

2 工事の始期の期限は〇年〇月〇日、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。

- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（C O R I N S）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書により工事の始期及び終期を担当部署に通知するものとする。
- 8 その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

(2) 手続 2（入札公告作成担当者）

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

工期	本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）対象工事であり、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限内で、受注者は工事の始期及び終期を設定することができる。 工事の始期の期限：○年○月○日まで 工事の終期の期限：○年○月○日まで
----	---

イ 指名競争入札では、次の資料を電子入札システムに掲載することとする。

本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）対象工事であり、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定することができる。

工事の始期の期限：○年○月○日まで

工事の終期の期限：○年○月○日まで

(3) 手続 3（受注者）

フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

(4) 手続 4（工事担当課）

工事の始終期通知書に記載された工事の始期及び終期が、特記仕様書に明示した工事の始期及び終期の期限内であることを確認する。

(5) 手続 5（契約事務担当者）

工事の始終期通知書に記載された工事の始期及び終期が、契約書に記載する実工期となっているか確認する。

(5) 手続 6（受注者）

ア 受注者は、工事の始期に工事工程表を提出するものとする。この場合において、工事工程表には余裕期間を明示することとする。

イ 受注者は、工事の始期に配置技術者届を提出するものとする。

ウ 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を提出するものとする。

エ 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録について、工事の始期後、10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

オ 受注者は、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を提出するものとする。

カ 受注者は、始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

(6) 余裕期間制度（フレックス方式）の留意事項

余裕期間制度（フレックス方式）とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる制度をいう。全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際に工事を施工するために必要な期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。

余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労務者の手配（以下「準備等」という。）

は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（経費の負担）

第8条 フレックス方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う工事から適用する。

余裕期間制度（フレックス方式）対象工事における事務手続フロー

（事例）入札日が5月16日、工期日数が120日で、計画の余裕期間が90日、実施の余裕期間が70日の場合である。

